

【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

枠体と正面及び背面の表示パネルと押え板とを備え、
枠体は正面側及び背面側に両肩をパネル受け部として配した断面略凸形状の部材を用い、
突部を外周側に配して枠組みするとともに、突部に押え板固定部を設けてあり、
表示パネルは枠体側に開口して表示面を底面とする箱型としてあり、
押え板は枠体固定部とパネル押え部とを有して枠体の押え板固定部に枠体固定部を固定するものであり、
表示パネルは開口縁部をパネル受け部とパネル押え部とで挟持するとともに、枠体及び押え板より外周側に突出する膨出部を開口縁の表示面側全周にわたって設けてあることを特徴とする看板。 10

【請求項 2】

表示パネルの開口縁部を内周側に凹む凹溝状としてあることを特徴とする請求項 1 に記載の看板。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明は、例えば社名表示や広告宣伝表示用として好適な看板に関するものである。

【背景技術】

20

【0002】

従来、上記した看板の構造として、例えば特許文献 1 の如く、外周枠にコ字部を設けて
広告面板（看板）を外周枠のコ字部に嵌入するようにしたものが知られている。

【特許文献 1】実公平 6 - 4 3 8 2 5 号公報**【発明の開示】****【発明が解決しようとする課題】****【0003】**

ところが、例えば上記した特許文献 1 の広告面板（看板）では、外周枠があることによ
って看板の表示面積を小さくしてしまい、また、外周部に枠が見えることによって看板と
しての美観を損ねているという問題があり、こうした問題を解決することが従来の課題と
なっていた。 30

【課題を解決するための手段】**【0004】**

請求項 1 に記載の看板は、枠体と正面及び背面の表示パネルと押え板とを備え、枠体は
正面側及び背面側に両肩をパネル受け部として配した断面略凸形状の部材を用い、突部を
外周側に配して枠組みするとともに、突部に押え板固定部を設けてあり、表示パネルは枠
体側に開口して表示面を底面とする箱型としてあり、押え板は枠体固定部とパネル押え部
とを有して枠体の押え板固定部に枠体固定部を固定するものであり、表示パネルは開口縁
部をパネル受け部とパネル押え部とで挟持するとともに、枠体及び押え板より外周側に突
出する膨出部を開口縁の表示面側全周にわたって設けてある構成を前述した従来の課題を
解決するための手段としている。 40

【0005】

本発明の請求項 2 に記載の看板は、上記した請求項 1 の構成に加えて表示パネルの開口
縁部を内周側に凹む凹溝状とした構成としている。

【発明の効果】**【0006】**

本発明の請求項 1 に係わる看板において、表示パネルが枠体及び押え板より外周側に突
出する膨出部を開口縁の表示面側全周にわたって設けてあることによって、枠体及び押え
板は表示パネルの開口縁の外周線よりも内側に配置されることとなるので、枠体及び押え
板が表示パネルの膨出部に隠されて正面側及び背面側からは見えなくなる、或いは、目立
50

ち難くなるから表示パネルの有効表示面積を最大限に活用することができるとともに意匠的にも枠体によって美観を損なわれることがないという効果を有する。

【0007】

本発明の請求項2に係わる看板において、上記した請求項1の効果に加えて、表示パネルの開口縁部を内周側に凹む凹溝状としてあるので、表示パネルの開口縁部を枠体のパネル受け部と押え板のパネル押え部とで挟持するに際してパネル押え部が表示パネルの開口縁部の凹溝状の底部に当接して開口縁部を挟持するように設けることによって表示パネルが枠体からより抜け落ち難くする効果が得られ、且つ、溝状部を設けてあることによって外部から看板内部に浸入しようとする雨水などの浸入を溝状部で完全に阻止することができるという効果が得られる。

10

【発明を実施するための最良の形態】

【0008】

以下、本発明の第一実施形態を図面に基づいて説明する。

【0009】

図1～図3は本発明の第一実施形態に係る看板を示すものであり、図3において本発明の第一実施形態の看板1を躯体の壁面Wに取り付けた状態を表わす全体外観の斜視図として示している。図2は同じく第一実施形態の看板1を躯体の壁面Wに取り付けた状態の全体を正面図、平面断面図(A-A線断面図)、側面断面図(B-B線断面図)の三面図様式で示したものである。図1は図2の看板1のC-C線拡大図であり、第一実施形態の看板1の構造の要部を表わしており、破線部は看板1の組み立て又は分解時における表示パネル3の動きを示している。

20

【0010】

図1に示す如く、本発明の第一実施形態の看板1は枠体2と正面及び背面の表示パネル3、3と正面側及び背面側の押え板4、4とを備えている。枠体2は正面側及び背面側に突条状の両肩をパネル受け部21、21として配した断面略凸形状の部材を用い、突部2aを外周側に配して図2の正面図に示した表示パネル3の外形より一回り小さい角丸型に枠組みするとともに、突部2aに押え板固定部22を設けてある。押え板4は枠体固定部41とパネル押え部42とを有して枠体2の押え板固定部22に枠体固定部41をねじ止め固定するものであり、図示しないが上面用と下面用と両側面用(壁面W側用とその対辺用)とに分割してある。表示パネル3は透光性の樹脂材料を成形して枠体2側に開口して表示面3aを底面とする箱型としたものを用いており、開口縁部31を枠体2のパネル受け部21と押え板4のパネル押え部42とで挟持するものである。加えて、表示パネル3は枠体2の突部2aの外周側面及び押え板4の外周側面より外周側に全周にわたって突出する膨出部32を設けてある。また、表示パネル3の開口縁部31は内周側に凹む凹溝状としてある。

30

【0011】

上記の如く設けた本発明の第一実施形態の看板1は図2及び図3に示す如く正面外観を角丸型に形成した枠体2の正面及び背面両面に表示パネル3、3を取り付けて、枠体2を躯体の壁面Wに固定したものであり、枠体2の内部には照明装置(蛍光灯)Lを水平方向に取り付けてある。枠体2は躯体の壁面Wに取付ブラケット7を介してねじ止め固定してあり、照明装置への電源は取付ブラケット7の内部から配線して供給している。また、枠体2は補助的に振れ止め8を取り付けて正面側及び背面側方向を固定する事によって看板1が強風に吹き飛ばされないように補強してある。

40

【0012】

以下に図示はしないが本発明の第一実施形態の看板1の設置施工手順を説明する。始めに看板1本体の組み立て手順であるが、先ず作業用の木枠上に枠体2の背面側を載置して寝かせ、枠体2の内部に照明装置Lを組み付ける。次に、枠体2の壁面W側の突部2aの内周側面に補強金具9を配置し、枠体2の壁面W側の突部2aの外周側面に設けた押え板固定部22、22に壁面W側の押え板4、4の枠体固定部41、41を配置した上で、これらを覆うように枠体2の壁面W側の外周面の所定位置にブラケット止め金具(図示略

50

)を配置し、これらを枠体2にねじ止め固定し、次いで枠体2の正面側に設けたパネル受け部21の外周面背面側(突部2a側)に全周にわたって軟質樹脂製のタイト材6を巻き付けておく。次にこの状態で正面側の表示パネル3を枠体2の正面側のパネル受け部21の四周に嵌め込む訳であるが、先ず、正面側の表示パネル3の壁面W側の開口縁部31を図1に破線部で示した如く枠体2の正面側において壁面W側のパネル受け部21と壁面W側の押え板4のパネル押え部42との隙間に正面側の表示パネル3の壁面W側の開口縁部31を挿入し、次いで、この表示パネル3を壁面W側のパネル受け部21を支点にするように回転させながら枠体2のパネル受け部21の外周面に嵌め込むことによって、正面側の表示パネル3を枠体2の所定位置(正面側)に配置できる。更に、上記の通り所定位置に配置した表示パネルを固定するために壁面W側以外の残る3面(上面、下面及び壁面Wの対辺)用の正面側の押え板4、4、4をパネル3の開口縁部31の外周面に沿って全周を覆うように成形しておき、押え板4のパネル押え部42で表示パネル3の開口縁部31の外周側を押えながら枠体固定部41を枠体2の押え板固定部22にねじ止め固定し、同様に開口縁部31の外周側各面すべてに順次残る押え板4、4を取り付ける事によって正面側の表示パネル3がしっかりと枠体2に固定されることとなる。次に、こうして組み付けた正面側の表示パネル3を下面側に向けて作業用の木枠上に寝かせて載置し、上記した正面側の表示パネル3の取り付けと全く同様の手順で背面側の表示パネル3を枠体2に固定する。

【0013】

次に、上記した通りに組み立てた本発明の第一実施形態の看板1を躯体の壁面Wの所定位置に取り付ける手順を簡単に説明する。本発明の看板1を躯体の壁面Wに取り付けるに際しては先ず、壁面Wへの取付位置に電源配線をし、水平垂直を確認して電源配線を内蔵するように取付ブラケット7を壁面Wにねじ止め固定する。次いで、上記のとおり組み立てた看板1の照明設備L用の電気配線を取付ブラケット7に内蔵した電気配線に繋ぎ込み、上記した枠体2への表示パネル3の組み付け時に最初の工程で枠体2に取り付けたブラケット止め金具の位置を取付ブラケット7の所定位置に合わせてねじ止め固定すれば看板1の壁面Wへの取り付けが完了する。

【0014】

上記のようにして取り付けした看板1の照明設備Lの修繕・交換やパネルの取り替えなどを行う場合は、上記した組み付けとは逆の手順で看板1を壁面Wから取り外して作業しやすい場所に降ろし、ブラケット止め金具(図示略)を取り付けた面以外の残る3面(上面、下面及び壁面Wの対辺)で表示パネルを固定している押え板4を取り外し、次いで表示パネル3を壁面W側のパネル受け部21を支点にするように回転させながら取り外せば必要なメンテナンス作業を容易に遂行することができる。

【0015】

本発明の第一実施形態の看板1では、表示パネル3は枠体2の突部2aの外周側面及び押え板4の外周側面より外周側に全周にわたって突出する膨出部32を設けてあるから、正面側及び背面側から見ると枠体2が膨出部32に隠れて見えなくなり、表示パネル3の表示面積を最大限に生かすとともに意匠的にも枠体2によって美観を損なわれることがない。そして、表示パネル3の開口縁部31を内周側に凹む凹溝状としてあるので、表示パネル3の開口縁部31を枠体2のパネル受け部21と押え板4のパネル押え部42とで挟持すると、表示パネルが枠体から抜け落ちる事がないという効果が得られ、且つ、溝状部を設けてあることによって外部から看板内部に雨水などが浸入し難くなるという効果が得られる。更に加えて、本発明の第一実施形態の看板1では枠体2の正面側に設けたパネル受け部21の外周面背面側(突部2a側)に全周にわたって軟質樹脂製のタイト材6を巻き付けておくことによって枠体2と表示パネル3との間の水密性を完全に確保しているので、看板1の内部への雨水などの浸入を防止し、看板1の内部(表示パネル3の内面)に結露水がついて意匠性を損ねたり、照明装置Lの電気配線などに悪影響を及ぼしたりすることがない。

【0016】

本発明は、上述した実施の形態に限らず、本発明の趣旨を逸脱しない範囲で種々の変更が可能である。例えば、看板の外形は上記したような角丸型に限るものでなく、直方型や丸型の看板にも適用できる。押え板は枠材の正面側と背面側とに分離したタイプの場合を説明したが、正面側及び背面側の押え板を一体として枠体突部の外周面に枠体固定部を固定するものであっても良い。上記した実施形態においてはタイト材を用いて看板内部への雨水などの浸入を完全に封鎖したものを例示したが、目的によってはタイト材を用いずに施工してあっても良い。看板の枠体内部に照明装置（蛍光灯）を取り付けた場合を例示したが、照明装置の種類や取付方向は上記した実施形態に限定されるものでなく、また、照明装置の無いものであっても良い。本発明の看板を取り付ける支持体は上記した実施形態では壁面である場合を例示したが、これに限定されるものではなく、また、本発明の看板を固定するための取り付けブラケットの形態や振れ止めの有無、形態も上記した実施形態に限定されるものではない

10

【図面の簡単な説明】

【0017】

【図1】図2に示した第一実施形態の看板のC-C線拡大図である。

【図2】第一実施形態の看板の正面図、平面（A-A線）断面図及び左側面（B-B線）断面図である。

【図3】図2に示した看板の取り付け状態を表わす外観斜視図である。

【符号の説明】

【0018】

- 1 看板
- 2 枠体
- 2 a 突部
- 2 1 パネル受け部
- 2 2 押え板固定部
- 3 表示パネル
- 3 a 表示面
- 3 1 開口縁部
- 3 2 膨出部
- 4 押え板
- 4 1 枠体固定部
- 4 2 パネル押え部
- W 躯体壁面

20

30

